

損害賠償請求控訴事件の和解について

損害賠償請求控訴事件の和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、次のとおり議会の議決を求める。

- 1 事 件 名 損害賠償請求控訴事件（福岡高等裁判所那覇支部平成26年（ネ）第3号）
- 2 当 事 者 控 訴 人 那覇市港町2丁目1番6号
株式会社小波津組
被控訴人 那覇市泉崎1丁目2番2号
沖縄県
- 3 和 解 内 容 別紙のとおり

平成26年9月17日提出

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

理 由

係争中の訴訟事件について和解をするためには、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。

和 解 内 容

和解当事者

控 訴 人 那覇市港町2丁目1番6号 株式会社小波津組

被控訴人 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県

和解条項

- 1 控訴人は、被控訴人に対し、本件和解金として24,258,003円の支払義務があることを認める。
- 2 控訴人は、被控訴人に対し、前項の金員を、本件和解について沖縄県議会で承認の議決がなされた日から2か月以内に、被控訴人に持参又は送金して支払う。
- 3 控訴人が前項の支払を怠ったときは、控訴人は、被控訴人に対し、第1項の金員から既払金を控除した残金及びこれに対する平成21年4月30日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を直ちに支払う。
- 4 被控訴人は、その余の請求を放棄する。
- 5 控訴人及び被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。
- 6 訴訟費用は、第1審及び第2審とも各自の負担とする。